

Title	福澤諭吉遣歐使節隨行事情
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.1 (1956. 5) ,p.106- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560500-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「中上川彦次郎傳」(昭和一五、六、二六、刊)(六一二頁)では、
どういふわけか、右の問題の部分を「かたく力を増し」だけは殘
して、他を「七月初」、「當九月」と改めている。しかし、これは
既述の通り却つて誤りを重ねたものでしかない。(會田倉吉)

福澤諭吉遣歐使節隨行事情

河北 展 生

福澤諭吉が、文久元年十二月に歐州諸國歴訪の爲に出發した竹
内下野守一行の隨員として參加するに至つた理由については、石
河幹明氏が、福澤諭吉傳に於て、福翁自傳の記述にしたがつて、

先生も翻譯方の一員として其一行に加わつた。先生の第一回
米國行は木村攝津守の從僕として渡航したのであつたが、今
度は幕府の雇となつていたので、同行翻譯方の松木弘安、箕
作秋坪等と同じく先づ役人のようなものゝ、矢張り大名の家
來、陪臣の身分だから一行中の末席であつた。

と説明して居るに過ぎない。福澤が幕府の役人になつて居たか
ら、歐州に行く事が出來たのだと云うのみで、其の間の事情に就
ては何等の説明がなされて居ないのである。

福澤の歐州旅行記である『西航記』に依ると、

文久元年辛酉十二月二十日西航の命を蒙り同二十二日英吉利軍
艦ヨードン(船名)え乗込む云々

と記している。この記述に従うと、福澤は十二月二十日に命を受
け、二十二日には乗船して居り、其間餘りにも時間の餘裕が無い
様に思われる。尤も淵邊徳藏の如きは、文久二年二月十七日夕刻
英國派遣の命に接し、二十二日乗船したのであり、福澤の場合と
さして日數に差はないのであるが、淵邊の場合は、オールコック
歸國に隨伴すると云うので、事急を要した出張であり、福澤の隨
行した遣歐使節の豫め準備されて居たことと多分に事情を異にす
る如く思われるのである。

『幕末維新外交史料集成』所收の使節一行の準備に關する記
録、竹内下野守松平石見守京極能登守使節一件附録(以下略して
一件附録と記す)に依ると、一行の出發準備は可成り早くより準
備されて居た様である。すなわち「一件附録六」に、使節一行の
荷物數が記されて居るが、それに依ると、

- 一 明荷 長三尺 巾壹尺六寸 高貳尺七寸 奉行衆貳人
- 一 同斷 御目付衆
- 一 同斷 柴田貞太郎
- 一 同斷 七箇 柴田貞太郎
- 一 同斷 四箇ヅ、 水品樂太郎
- 一 同斷 四箇ヅ、 岡崎藤左衛門
- 一 同斷 四箇ヅ、 上田友輔
- 一 同斷 三箇 森鉢太郎
- 一 同斷 三箇 齋藤大之進

一同斷 福地源一郎

館 廣作

一同斷 但藥籠とも 五箇ツ、

高嶋佑啓
箕作秋坪

松木弘安

川崎道民

一同斷 五箇 日高圭三郎

一同斷 四箇 益頭俊次郎

一同斷 四箇 福田作太郎

一同斷 貳箇ツ、 高松彦三郎

一同斷 五廻 山田八郎

小遣其外のもの共 七名

右之通取極此段御打合および候

酉十月

とあり、竹内下野守以下二七名の人達の荷物數が一應決定を見て
いるのである。最後の小遣其外のもの共七名とは、恐らく、竹内
下野守、松平石見守、京極能登守の從者各二名と柴田貞太郎の從
者一名の計七名を指すものか或は、諸藩より隨行を願出た賄方兼
小遣者七名を指すのかは明らかでないが、おそらく後者の七名を
示すのではなからうか。

したがつて未決者は、奉行目付等の從者と、太田源三郎、福澤
諭吉の九名となるのであるが、奉行目付共に荷物數が明示されて
居らず柴田は七箇の荷物であるから、或は從者はこれらの人達の
荷物中に加算されて居ると考へる事も可能な譯で、假にこの推測
通りとすれば、未決者は太田福澤の兩名のみと云うことになる。
兎に角大部分の人達は文久元年十月には相當の準備を行つて居た
事が知らるのである。

また文久元年十一月十三日に遣歐使節隨員の支度金借用の件に
關する竹内松平兩使節の稟義書がある。それに依ると、福地源一
郎他五名に對するものであるが、その中に、阿蘭陀小通詞品川藤
十郎の名が見える。ところが實際に品川は遣歐使節隨員としては
參加して居ない。

品川不参加については文久二年一月廿三日付の外國奉行よりの
稟議書にこの間の事情を説明している。即ち、

支度銀壹貫貳百九拾目ツ、手附繼譯方 奥平太膳大夫家來

雑用銀一ヶ月壹貫三百五拾目ツ、唐通詞 福澤諭吉 太田源三郎

右は英佛其外國々江爲御使竹内下野守松平石見守被差遣候節
召連候積り申上置候通詞品川藤十郎儀差支之儀有之候ニ付諭
吉儀右代として召連源三郎儀は神奈川表より召連候間先般亞
米利加へ召連候通詞之見合を以御手當書面之通被下候様仕度
此段奉願候以上

福澤と太田は、品川藤十郎の代りとして使節に隨行する事となつたのである。品川と福澤太田が交替するに至つた事情については不明であるが、前記十一月十三日附竹内松平兩使節の隨員支度金借用に關する稟議書に對する鑄之に文久元年十一月廿七日付で、

書面竹内下野守外壹人承付之通被仰渡候旨奉承知候

とある點から、一應この稟議に對する承認がなされた日には、前記品川は猶遣歐使節の隨員となつて居たと見ることが出来る様に思へる。斯く考へて來た場合、亦、福澤と共に隨行を命ぜられた太田源三郎に對して、前述もした如く、神奈川表より召連候間云々とあり、また、神奈川奉行より外國奉行への文久二年正月二十一日の照會文によると、

歐羅巴行御使之面々召連候當地詰通譯太田源三郎儀急速之出帆ニ而御手當等受取方間ニ合不申候ニ付當地御役所金之内より金四百五兩操替渡遣置候間同人御手當請取ニ相成候ハ、右之分御引渡有之候様存候此段御掛合および候

戊正月

とあり、出帆後太田の出仕していた神奈川奉行所より、外國奉行に通報されている點を考へると、これまた相當取急いだと考へざるを得ない。如上の點より品川藤十郎に差支が生じて、福澤及太田の兩名が代りに渡歐を命ぜられたのは、福澤が「西航記」に記

す如く、十二月の二十日であつたのであろう。

要するに福澤の歐州行は全く福澤自身も豫期しなかつた事であり、品川藤十郎の差支という偶然の事から、それも極めて俄に其の隨行が命ぜられたのである。かゝる事情を考へつゝ福澤が自ら語つた福翁自傳を見ると、

文久元年の冬、日本から歐羅巴諸國に使節派遣と云うことがあつて、其時に又私は其使節に附て行かれる機會を得ました。此前亞米利加に行く時には私に木村攝津守に懇願して、其從僕と云うことにして連れて行て貰たが、今度は幕府に雇われて居て歐羅巴行を命ぜられたのであるから、自から一人前の役人のような者になつて、金も四百兩ばかり貰たかと思ふ。

と述べて居るその記述に、福澤が全く偶然に遣歐使節に隨行する事となつた驚きと喜びが言外にこめられて居る様に思われるのである。

一 福澤書翰の日附について

河北 展 生

「四月廿一日附の貴翰相達し拜見仕候」と書出し、四月十日の日附になつて居る山口良藏宛の福澤書翰を續福澤全集は一應慶應四年四月十日とし、その註に於て、